

令和7年度茨城地方最低賃金審議会
第九回本審議会議事録

令和7年12月8日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年12月8日（月）午後1時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
小坂 祐之
生井澤 律子
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局 局 長 佐藤 悦子
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 茨城県特定最低賃金改正決定必要性審議、答申
- (2) 金額改正諮問（改正の必要性ありの答申の場合）
- (3) 茨城県特定最低賃金専門部会の設置について
（改正の必要性ありの答申の場合）
- (4) その他

【改正決定の必要性審議は、『非公開』となります。】

会 長 それでは、再開いたします。事務局より、答申文（案）を読み上げていただきます。お願いします。

係 員 （答申文（案）の朗読）

会 長 ただ今読み上げていただきましたとおり、答申してよろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。それでは、答申文（案）の（案）を削除してください。局長に答申いたします。

（会長から局長に答申文を手交）

局 長 ただ今、8月18日付で諮問させていただきました3業種の特定最低賃金の改正の必要性について、継続審議となっておりました機械器具製造業等につきまして、会長から改正の必要性を認める旨の答申をいただきました。誠にありがとうございました。

会長をはじめといたしまして、委員の皆様方におかれましては、特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、慎重かつ丁寧にご審議いただき結論を導いていただきましたことに、感謝申し上げます。

また、この答申を受けまして、この後、機械器具製造業等の金額改正に関する諮問をさせていただきます。委員の皆様方には、引き続き大変なご苦勞をいただくこととなりますけれども、何卒よろしく願いいたします。

会 長 それでは、続きまして、特定最低賃金の金額改正につきまして、茨城労働局長から諮問がございます。事務局より、諮問文の朗読をお願いします。

係 員 （諮問文の朗読）

 （局長から会長に諮問文を手交）

会 長 局長から諮問を受けましたので、特定最低賃金専門部会を設置して審議をすることになります。今年度も臨時の公益代表委員1名を加えて審議にあたりますので、よろしくお願ひいたします。

 事務局より、特定最低賃金専門部会委員について、他に何か補足説明等ございますか。

室 長 本日、機械器具製造業等の改正必要性ありの答申をいただきましたので、本日の審議会終了後、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。公示期間は、本日から12月19日金曜日までといたします。労働者を代表する委員、使用者を代表する委員の推薦をいただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

会 長 続きまして、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、お諮りいたします。最低賃金審議会令第6条第5項は、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、となっております。例年、特定最低賃金専門部会としては、全会一致での結論があった場合に限り、適用としていましたが、本年度も同様に扱うこととしてよろしいでしょうか。全会一致の結論が得られなかった場合には、本

審議会で再度審議することになります。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 それでは、例年同様、最低賃金審議会令第6条5項適用とさせていただきます。

以上を持ちまして、第九回本審議会を終了させていただきます。お疲れさまでした。